

毎年  
9月に

# 標準報酬の定時決定を行います

標準報酬の定時決定とは、7月1日に組合員である方を対象に、現在の標準報酬の月額と実際に受けている給料及び手当（以下「報酬」といいます。）との間に大きな差が生じないように、4月から6月までの3か月間に受けた報酬の平均により、その年の9月以降の標準報酬の月額を決定するものです。

定時決定された標準報酬の月額は、随時改定等に該当しない限り、原則として翌年の8月31日まで適用となります。

なお、6月1日から7月1日までの間に資格を取得した方と、7月から9月のいずれかの月に随時改定が行われた方につきましては、その年の定時決定は対象外になります。

## 定時決定のイメージ



標準報酬等級表に当てはめる

標準報酬				月額	報酬月額
等級	長期給付		短期給付		
短期給付	厚生年金 保険給付	退職等 年金給付		月額	報酬月額
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
22	19	19	300,000円	290,000円～ 310,000円	●短期給付 第22級 300,000円  ●厚生年金保険給付 退職等年金給付 第19級 300,000円
23	20	20	320,000円	310,000円～ 330,000円	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

9月以降の標準報酬の月額

- 短期給付  
第22級 300,000円
- 厚生年金保険給付  
退職等年金給付  
第19級 300,000円

## 保険者算定(定時決定の特例)

定時決定された標準報酬の月額が次に該当する場合は、保険者算定として過去1年間(前年7月から当年6月まで)の報酬の平均により標準報酬の月額を決定することができます。希望される方は、所属所の共済事務担当課にお申し出ください。

- 定時決定された標準報酬の月額が、過去1年の平均により算出した標準報酬の月額と比べ2等級以上の差があり、繁忙期(閑散期)のため、4月から6月までの報酬が増加する(減少する)などの状態が業務の性質上、例年発生することが見込まれること。なお、「今年は多忙だったが来年は分からない。」という場合は該当しません。
- 4月から6月までの間に産前産後休業を取得し、4月から6月までの報酬の平均を基に算出した標準報酬の等級が、産前産後休業を開始した日の属する月以前の過去1年の平均により算出した標準報酬の等級を2等級以上下回る場合。

標準報酬の月額は、掛金・負担金の算定のほか年金、育児休業手当金、傷病手当金など給付の算定にも用いられます。

上記記事に関するお問い合わせは

保健課 ☎028-615-7816